



# 中国刑事司法改革についての一考察：劉涌事件と余祥林事件を素材として

陳，興良

河村，有教〔翻訳〕

李，輝〔翻訳〕

---

## (Citation)

神戸法學雜誌, 57(1):259-286

## (Issue Date)

2007-06

## (Resource Type)

departmental bulletin paper

## (Version)

Version of Record

## (JaLCD01)

<https://doi.org/10.24546/81005065>

## (URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81005065>



神戸法学雑誌 第五七卷第一号 二〇〇七年六月

## 中国刑事司法改革についての一考察

—— 劉涌事件と佘祥林事件を素材として ——

陳 興 良\*  
河 村 有 教\*\* / 李 輝\*\*\*  
(翻訳)

### はじめに

一九八〇年代中頃から、中国は改革開放の時代へ突入した。経済改革は、農村から都市へ二〇年に渡って紆余曲折しながら展開し、世界で注目されるほどの成功を収めたと言える。経済改革にひっぱられながら、政治も、経済改革のようにはその勢いがすさまじくはないものの、ある程度変革の兆しが生じてきている。中国の司法改革は、一九九〇年代中頃以降、政府の承認を受けてきた<sup>1)</sup>。学者の中には、それを政治改革のプレリウドであるとする者もいる。本稿は、中国国内で生じた社会に大きな影響を与えた劉涌（リユー・ヨン）事件（二〇〇三年）と佘祥林（シュー・シャンリン）事件（二〇〇五年）を切り口に、中国刑事司法の現状について述べ、中国の刑事司法改革について検討し、その行方を展望したい。

## 一・判決の覆し——劉涌の“生から死へ”と余祥林の“死から生へ”

法は抽象的だが、事件は具体的であり、生の活きた事件からは、中国の刑事司法の現状をはつきりと観察することができる。中国全土にセンセーションを巻き起こすような事件が毎年何件か起きており、各種メディアの的になっているが、その中でも、二〇〇三年に起きた劉涌事件と二〇〇五年に起きた余祥林事件は標本とも言える。

劉涌は、暴力団（「黒社会的性質を帯びた犯罪組織」）を組織し、違法に拳銃や刀剣類を所持し、暴力手段によって他人の財産をまきあげ、国家公務員を誘惑し買収して暴力団組織に参加させ違法に組織及び組織の者を保護させる等、三一の事件について起訴された。その中の一三件については、刑法第二三四条の故意傷害罪の事件であり、直接あるいは間接的に劉涌が指図して、一人を死亡に至らしめ、五人に重傷を負わせ、四人に後遺症を負わせる怪我をさせ、八人に軽傷を負わせたとするものである。遼寧省の鉄嶺市中級人民法院の公判廷において、劉涌は、故意傷害致死の事件について、取調べ中に捜査員らに拷問を受け自分を強要されたと罪を否認した。弁護人は、捜査段階の拷問による自白の強要の問題を重要な弁護理由である旨主張したが、鉄嶺市中級人民法院は、判決において「公訴機関の調査を経て、公安機関が拷問による自白の強要を行った証拠は不十分であり、弁護意見は受け入れられない」とした。これにより、遼寧省鉄嶺市中級人民法院は、二〇〇二年四月一七日、刑法第二三四条の故意傷害（致死）罪で、死刑（直ちに執行）との判決を下した。一審の判決の後、劉涌は、取調べにおいて公安機関の拷問による自白の強要があり法律上の手続に反し違法であることを理由として控訴した。控訴審において、弁護人は、被告人の捜査段階での自白は証拠とすることはできないとして、拷問による自白が強要されたことを立証する証拠を提出した。遼寧省の高級人民法院は、拷問による自白の強要の問題について再度審査し、公安機関の捜査において拷問による自白の強要があったという情況は、根本的に排除することはできないとした。これにより、遼寧省高

級人民法院は、二〇〇三年八月一日、「劉涌が犯した罪を論ずれば死刑に処せられるべきであるが、その犯罪の事実、犯罪の性質、情状と社会の危害程度及び本案の具体的な状況を鑑みるに、直ちに執行はしない」として、執行猶予付き死刑に改めた。二〇〇三年八月一六日、控訴審判決が公開され、メディアによって報道された後、控訴審の改判（判決の改め）について大いに疑問が呈された。控訴審の判決は大衆にとって予想外の判決だったのである。一番の判決が言い渡される前に、本事件に関する犯罪の認定の問題、とりわけ拷問による自白の強要の問題をめぐって、小生を含めて一三人の有識者らが事件を担当する弁護士から相談を受けた。控訴審の改判によって、拷問によって違法に得られた証拠は排除され、人権を保障する法の支配の理念が貫徹されるだろうと前向きに考えていた。しかし、小生のその見解は、たちまち世論の集中攻撃の的になった。三ヶ月間、劉涌裁判をめぐってはメディアでいろいろな報道され、インターネット上においても数十万ものぼる意見が寄せられた。刑事法学者を除いて、多くの民衆は控訴審の改判は不当であると考えた。こうした状況の中、最高人民法院は、二〇〇三年一〇月八日、「控訴審の判決は不当である」として、裁判監督手続によって再審を提起した。二〇〇三年一二月二〇日、最高人民法院は、弁護人が公判廷において提出した公安機関の拷問による自白の強要が行われたとする証人の証言については、証拠の取得方法が関連法規に合致せず、また証言に相互の矛盾があり、同一証人の証言前後にも矛盾があるとして採用することはできず、捜査段階において公安機関の拷問による自白の強要があったことを認定することはできないとした。結局、最高人民法院は、劉涌の故意傷害（致死）罪の認定をめぐる控訴審判決の改判の理由は成立せず正すべきであるとして、死刑の判決を下した。最高人民法院の判決が下された後、その日のうちに直ちに劉涌の死刑は執行された。

劉涌の死刑が執行された後、正義は実現されたとの民意の中、少数の刑事法学者のみが司法は民意に左右され、形式的正義は実質的正義によって打倒され、違法に得られた証拠の排除は劉涌裁判を通しては確立されなかったと

扼腕したため息をついた。当時ドイツのボンにいた中国人民大学法学院の馮軍教授は、劉涌裁判をめぐる様子を見て、「法治乱象（法の支配を乱すような現象）」と表現した。中国法院のインターネットサイト（中国法院網）には、二〇〇三年一月二三日一七時〇九分五四秒に「最高人民法院の再審の劉涌案刑事判決書」が公開されたが、馮軍教授はそれを読み終えた後、徹夜で「最高人民法院の再審の劉涌案刑事判決書」の評釈を書いた<sup>②</sup>。

仮に、劉涌事件を茶番劇とするなら、二〇〇五年に起きた余祥林事件は喜劇であるが、余祥林の一年にも渡る長い悲劇のプロログから始まる。余祥林は、湖北省京山県の農民であり、派出所で治安パトロール員をしていた。一九九四年一月二〇日、余祥林の妻、張在玉が突然失踪し、彼女の親族は余祥林が彼女を殺害したのではないかと疑った。同年四月一日、付近の村の貯水池で女性の死体が発見され、張在玉の特徴に合致するとの張の親族らの確認を得て、公安機関が立件、捜査した。一九九四年一〇月、原荊州地区の中級人民法院は、余祥林に死刑を言い渡したが、余祥林が控訴した。湖北省高級人民法院は、被告人は、否認しており、間接証拠によっては事件を明らかにすることはできないとした。二審の公判手続中にもかかわらず、被害者の親族らは、「余祥林を速やかに処罰せよ」との二二〇人の署名を集めて、上級機関へ陳情しに行った。省の高級人民法院は、一九九五年一月、事実が明らかでなく証拠が不十分であるとして差し戻した。一九九六年十二月、行政区画の変更（京山県は、荊州市から荊門市の管轄にしたこと）により、京山県政法委員会はこの事件を荊門市政法委員会に申請し、協議の結果、事件は京山県人民檢察院によって京山県人民法院に起訴され、高級人民法院が提出した問題において三つの問題を明らかにしていないとして、余祥林に対して有期懲役を求刑した。一九九八年六月、京山県人民法院は、故意殺人罪によって余祥林に懲役15年を言い渡した。同年九月、荊門市中級人民法院は、被告人の控訴を撤回し、原審を維持する裁定を下した。余祥林は監獄に入れられた。

事の転機が生じたのは、二〇〇五年三月二八日のことである。余祥林の妻である張在玉が突然戻り、本事件の真

相が明らかになった。三月三〇日、荊門市中級人民法院は、一審の判決と二審の裁定を緊急に取消し、本事件について京山県人民法院に再審理を求めた。二〇〇五年四月一三日、京山県人民法院は再審理をして、余祥林に無罪を宣告した。余祥林は、無罪が宣告されるまでの三九九五日間、身柄を拘束された。余祥林は妻を殺していないにもかかわらず、何故捜査機関の取調べにおいて妻を殺したと供述したのだろうか。冤罪が晴れた後、余祥林は、捜査機関の拷問による自白の強要があったと主張した。一九九八年の「申诉（不服申立て）」資料で、余祥林は、「あの一一日間の苦痛は決して人々は理解できないだろう。鼻を何度も打ちつけられた後で、彼らはなんと私の頭を浴槽の中に押さえ入れた。私は力がなくなり何度か浴槽の水を飲み、死にそうになった」と訴えている。しかし、本資料については、張在玉が現われるまでは誰も相手にしなかった。余祥林事件について「平反（判決を変更して冤罪を救うこと）」の後、人々は、初めて拷問による自白の強要が冤罪を生み出す原因の一つであるということを悟った。その後、余祥林の取調べを行った一人で元京山県公安局の巡査隊指導員の潘余均が重圧に耐えきれずに五月二五日に自殺した。「私は無罪だ」と血書を残し、本事件の犠牲者となった。余祥林の妻である張在玉が現われてから、メディアは余事件の全過程を報道した。余祥林は全国人民の注目の的となり「平反」され、補償を得て、喜劇は幕を下ろした。

二〇〇三年に起きた劉涌事件と二〇〇五年に起きた余祥林事件は、少しもつながりのない二つの事件にみえる。しかし二つの事件の判決の覆しの過程においては、メディアは勝利し、民衆も正義が実現されたと考えた。私は、もしも余祥林事件が二〇〇三年に起き、劉涌事件が二〇〇五年に起きたのなら、劉涌について人々がこぞって死刑を求めただろうか、時間と空間が逆であつたらどうかと考えたことがある。劉涌の最高人民法院の判決の中で否定された違法に得られた証拠の排除こそが、余祥林事件のような冤罪を防ぐ重要な法規制である。劉涌事件と余祥林事件は我々に中国の刑事司法について改めて考えさせた上でどのような回答を与えたのか、以下に

おいて考察したい。

## 二、拷問による自由の強要——禁じてもなくならず、証拠能力も排除できない

劉涌事件と余祥林事件の背景に、拷問による自由の強要の影がある。拷問による自由の強要は、わが国の刑事司法において再発をくりかえす病の一つである。この問題については、大いに検討しなければならない。法律上厳しく禁止されているものの、実際においてはその問題が頻繁に生じている。

先ず、拷問による自由の強要について、中国法ではどのように規定されているのかみておきたい。

刑事訴訟法第四三条は、裁判員、検察員及び捜査員は、法に定められた手続にしたがって、被疑者又は被告人の有罪若しくは無罪又は犯罪の情状の軽重を十分に立証できる各種の証拠を収集しなければならない。拷問による自由の強要並びに脅迫、誘引、欺瞞又はその他の違法な方法による証拠の収集をしてはならないとする。

また、刑法第二四七条は、司法関係者が、被疑者又は被告人に対して拷問により自由の強要を行い、又は暴力によって証人に証言を強要した場合は、三年以下の懲役又は拘留に処するとしている。人を傷害して身体障害を生ぜしめ、又は死亡させた場合は、第二三四条又は第二三二条の規定により罪を認定し、重く処罰する旨定めている。ここである第二三四条とは、故意傷害罪であり、第二三二条は故意殺人罪である。これらの二つの罪については、死刑を下すことが可能である。

一九九八年の「最高人民法院の刑事訴訟法の執行に関する若干の問題の解釈」の第六一条においても、違法な方法による証拠の収集はしてはならないとされ調査を経て、拷問による自由の強要、証人の証言、被害者の陳述およ

び被告人の供述が脅迫、誘引、欺瞞等の違法な方法で得られたことが明らかになれば、事件を確定する根拠とはされない旨定められている。

また、一九九九年の最高人民檢察院の「人民檢察院刑事訴訟規則」第一四〇条でも、拷問による自白の強要、脅迫、誘引、欺瞞またはその他の違法な方法で供述を取得してはならないとし、第一六〇条で、拘禁、拷問、脅威、誘引、欺瞞又はその他の違法な方法による証言の取得を禁じ、第二六五条で、違法な方法での証拠収集を禁じ、拷問による自白の強要、脅迫、誘引又は欺瞞等の違法な方法で収集した被疑者の自白、被害者の陳述および証人の証言は、犯罪を立証する根拠とはならないとする。

以上から、拷問による自白強要の禁止については明らかであり、司法解釈においては、違法な手段によって得られた証拠の排除についてもある程度認識されている。しかし、実際においては何故拷問による自白の強要はなくなる、あるいは止められないのか。三つの要因が考えられる。

#### (一) 身柄の拘束

拷問が日常茶飯事に行われる、とりわけ公安機関が捜査活動において拷問による自白を強要することは制度上の原因がある。現行の制度では、捜査と身柄の拘束が一体化し、捜査機関は、被疑者に対して身柄を拘束する権利を有している。「看守所」と呼ばれるところに身柄が拘束されるが、目下、中国の現実においては、保釈は例外とされ、身柄を拘束することがほとんどである。看守所は公安機関に属しており、刑事捜査部門と並ぶ公安機関内部の部署である。看守所は、刑事捜査部門と共に同じレベルの公安機関内部に設置されており、統一の指揮・指導を受ける。その結果として、看守所の身柄拘束活動は犯罪捜査活動と密接に関係し、延いては直接に犯罪捜査活動の要請に従わなければならない。<sup>3)</sup> 看守部門の捜査部門における従属性から、拷問による自白の強要を防ぐ機能が制限さ



れる。また、捜査部門は大体看守所に設置されており、かえって、看守所が拷問の恰好の場所となってしまうのである。極端に言えば、身柄を拘束する場所の法定化の問題は解決されていない。捜査部門は、被疑者を看守所以外の法律に定められていない場所で身柄を拘束することによって、かえって拷問による自白の強要が行われていることを公にしている。従って、われわれは、捜査機関と身柄拘束機関を分離するシステムの構築に向けて、中立的な機関が被疑者・被告人の公判前の身柄を拘束する権利を行使する意見を提出している。看守所を公安機関から分離させ、監獄のような司法行政機関の管理にすることが望ましいと考える。

## (二)法規制

拷問による自白の強要の禁止に関する法規制、とりわけ違法な手段によって得られた証拠の排除は完全ではない。刑法は、拷問による自白の強要を犯罪として、傷害、傷害致死の場合は故意傷害罪、故意殺人罪になり、最も重い場合には死刑にまで処すとする。刑罰は重いが、何故拷問による自白の強要が止められないのか。その理由は、以下の二つである。

一つは、違法に得られた証拠の排除が徹底されていないということである。司法解釈においては、拷問によって得られた供述証拠は排除されると明文化されているが、非供述証拠については規定されていない。實際上、非供述証拠は、およそ供述証拠によって得られている。被疑者に拷問が行われることは、その目的として、罪を自白させることではなく、被疑者の自白によって非供述証拠を得る手がかりをつくることであり、その非供述証拠によって犯罪を明らかにしている。よって、拷問による自白の強要は、被疑者自ら罪を犯したことを証明する手段になっている。非供述証拠を排除せず、拷問によって得られた自白で人を有罪にする場合、拷問を行なった者の刑事責任を追及することは不可能である。中国においては、拷問を行った者は、人を傷害に至らしめる、あるいは死亡や冤罪

が明らかにされた場合にのみ、刑事責任を追及することが可能になる。このような状況は、拷問による自白の強要のごく一部である。大部分は、拷問によって自白を得て、その自白によって被疑者を有罪にする非供述証拠を獲得し、最終的に処罰する。このような状況で、拷問を行なった者は、犯罪を打撃した有功者とされ、賞を受けることすらある。刑事責任の追及は全く不可能である。これによって、違法に得られた証拠の排除が完全に確立されれば、はじめて拷問による自白の弊害を徹底的になくすることが可能になる。また、それによって、捜査活動における拷問を行うという一つの賭け心理を途絶することも可能になる。この心理は、實際上道徳的な冒険でもあり、法律的な冒険でもある。運がよければ英雄にもなり、運が悪ければ犯罪者ともなる。

二つ目は、拷問に関する举证責任規定の欠如である。司法解釈は、拷問によって得られた自白を排除すると規定しているが、拷問をいかに証明するかの規定がない。現在、通常の方法は、被告人が拷問があったことを告発してから、検察機関が告発された捜査員に対して、「拷問をしていない」とする書面資料を提出させることにより、拷問があったことを否定している。拷問された者が、傷害、あるいは死亡した場合以外には、弁護人は拷問があったことを証明することは不可能である。劉涌事件においては、弁護人が劉涌を見張った八名の現役及び退役した武警を探し出し、公証の形式で拷問の証拠を提出した。遼寧省の高級人民法院の控訴審判決において証拠が確認されたが、判決においては、「根本的に拷問によって自白の強要が行なわれたことを排除することはできない」という曖昧な表現を用いた。最高人民法院の再審判決の中で、これについては、審査を経て、公訴人が提出した拷問に関する証人の証言について、捜査員が劉涌及び共同被告人に対して拷問を行なったことはなかったと判断した。遼寧省人民政府が指定した鑑定病院（沈陽市公安病院）が、二〇〇〇年八月五日から二〇〇一年七月九日まで、劉涌及び共同被告人に対して行なった三九回にわたる検査の記録から、劉涌及び共同被告人の皮膚粘膜に出血は見られず、両足にむくみは見られず、手足正常で傷もみられないとし、さらに、劉涌の弁護人が提出した証人の証言等の証拠

の取得方法は違法であり、また証言間に矛盾があり、同一証人の証言の中にも矛盾が見られ、証人の証言は採用できないとした。これによって、捜査段階において公安機関の拷問があったことは認定されず、劉涌及び弁護人の弁護意見は、採用されなかった。上述の判決書の中で、拷問があったことを否定する三つの理由はすべてこじつけであり無理がある。先ずは、予審、看守員らの提出した拷問がなかったとする証言は、信用性がない。なぜなら、彼らは自ら当事者あるいは責任者であるからである。傷がないということが拷問があったことを否定する根拠にはならない。取調べには、傷害に至る取調べと傷害までには至らない取調べとに分けられるが、傷害に至らないことがすなわち拷問が存在しなかったこととは言い切れない。鑑定機関の公開制と公正性にも疑問がある。鑑定した病院は、公安病院であり、事実上公安局の病院である。弁護人が提出した捜査員が拷問を行なったとする証人の証言に対して、ただ「証拠の取得方法が関連する法規に合致しない」とする言い訳で否定している。証言の矛盾も具体的には説明されていない。劉涌事件のような弁護人が拷問があったとする証拠を得たケースでさえ、判決において採用されない。他のケースにおいて拷問があったとする立証は、極めて困難であることが明らかである。余祥林事件では、拷問によって身体不自由になったが、被害者が現われる前に拷問があったとする認定は不可能であった。拷問があったとする挙証責任の問題をいかに解決するか、極めて重要である。私は、拷問については挙証責任の転換の原則を取り入れるべきだと考える。すなわち、捜査機関は、自ら拷問をしていないと証明できない場合は、拷問があったと認定されるべきであると考ええる。このため、捜査機関は、取調べにおいて律師を立ち会わせて取調べ過程を録音、録画する等の制度を導入して、拷問の発生を防ぐべきであると考ええる。中国は、現在この方向で動いているが、未だその効果は明らかではない。

### (三) 司法能力

拷問による自白の強要を禁止すべきことについて異論はないが、その鍵は禁止できるかどうかにある。禁止できるかどうかは、拷問による自白の強要を禁止する制度や法規則を整備する以外に、司法能力について考慮しなければならない。中国における司法資源は限られており、事件の解決率も低い。中国公安部が提出した「殺人事件は必ず解決しなければならない（命案必破）」とする要求は、地方の公安機関のプレッシャーにもなっている。それ以外に、重大犯罪の事件発生率が高いままであり、治安状況は決して人々の満足を得ておらず、捜査機関への圧力はさらに大きくなっている。できるだけ早く事件を解決せよという大きな圧力の下に、捜査機関に焦りの心理が生まれることは容易に想像できる。心配なことは、公安機関は、事件を解決するために拷問を行うかどうか、拷問に頼るかということである。公安部は、「殺人事件は必ず解決しなければならない（命案必破）」<sup>④</sup>ということは決して拷問を誘発しないと<sup>④</sup>するが、但し、いかに有効な防止措置を講じるか、依然として疑問である。根本的には、司法資源の導入を拡大し、司法能力を向上することこそ、拷問を途絶する道とも言える。

### 三、司法権——従属するか独立するか

劉涌事件であれ余祥林事件であれ、根本的な司法制度上の問題を反映している。以下では、検察権、裁判権、弁護権の順に、それぞれ司法権に関する問題について検討したい。

## (一) 強力な警察権

中国の警察権は、公安機関により行使され、世界においても中国のような強力な警察権は独特である。中国は、社会変動の過程において、巨大な犯罪の圧力に直面しており、限られた警察力で複雑な治安状況に対処することは、中国の公安機関からすれば厳しい試練でもある。このような状況の下で、公安機関に比較的大きな権力を与えることは、中国の国情とも合致する。但し、ここには、警察権に関する一つの矛盾が存在する。一定の範囲内で警察権は公民の権利を保障する必要があるが、その範囲を越えれば、公民の権利を侵害するおそれがある。いかなる社会においても、警察権力と公民の権利は、一定の条件の下で反比例の関係にある。すなわち、警察権の拡大は公民権の縮小を意味し、警察権の濫用は、往々にして公民権を奪うことになる。このため、公民は難しい選択に迫られる。犯罪が公民に重大な侵害をもたらす場合、公民は司法機関にさらに大きい犯罪懲罰の権力を与える傾向にあり、その場合は一部の公民の権利を犠牲にしても構わないと考える。一方で、司法権の濫用が公民に重大な侵害をもたらす場合、司法権をコントロールし、ある程度犯罪による侵害を受けても構わないと考えるようになる。しかし、司法権の濫用による侵害よりも犯罪による侵害は公衆に認識されやすく、司法権濫用による侵害は認識されにくい。よって、犯罪発生率の高い社会においては、司法権の拡張を通して犯罪懲罰の呼び声が社会共通の認識となりやすくなる。これは、中国においても同じである。

中国社会の変動過程において、暴力団組織（黒社会性質組織）は害があり、社会の治安と公民の生命・財産に重大な脅威を与えている。そこで、暴力団組織を打撃することは公安機関のある時期の重要な任務である。当然、現行刑法において、暴力団組織に関する厳密な法律定義は存在しない。それにより、司法機関内で、暴力団組織の認定基準をめぐって争いがある。基本的に、公安機関は、暴力団組織を広義に認定する傾向にあり、裁判所は、厳格に認定している。争いのうちの一つは、暴力団組織の認定には、「保護傘」という条件が必要かどうかということ

である。ここでいう「保護傘」というのは比喩的な表現であり、国家公務員が彼らに保護を与えることを指す。中国人民代表大会常務委員会が、これについて、「保護傘」とは、暴力団組織の成立の蓋然性条件であるが、「保護傘」はなくても暴力団組織になり得るとの立法解釈を出した。公安機関は、暴力団との闘争において自らの権力を強固なものにして、公民の支持を得ている。劉涌は、中国の東北、沈陽の一つの暴力団組織である。問題は、劉涌のような暴力団組織に対して打撃するか否かの問題ではなくて、打撃において法治原則を遵守するか否かの問題である。今日の問題は、暴力団を打撃するプロセスにおいて、法治原則を無視することである。中国の刑事法治が後退する可能性があるということである。従って、司法改革においては、警察権をいかにコントロールするかが一つの重要な問題である。警察権に対するコントロールの基本的な考え方は、警察権の分権化であり、すなわち一つの機関による独占行使の警察権から多数の機関による分散行使の警察権へと改革し、併せて個別的な権力は警察権から外すべきである<sup>5)</sup>と考える。警察権の分権化については、行政警察と司法警察の分離、司法警察が刑事捜査権を行使し、檢察機關の監督と指導を受ける。当然、警察権のこのような調整は、治安状況が比較的安定した社会条件の下で行なわれるべきであり、さもなければ各方面からの抵抗を受けるであろう。

## (二) 気まずい立場にある檢察

中国憲法の規定によれば、檢察機關は法律監督機關であり、公安機関と裁判機關に対する法律監督を行い、汚職、賄賂犯罪と職権濫用罪に対する捜査権を行使する。但し、實際上、檢察機關は公安機関と裁判機關の間で、両者の排斥を受け、法律監督権は行使できない状況にある。このような角度から、中国の檢察機關は、名目上の権力と實際上の権力が合致していない気まずい立場におかれている。中国の刑事司法制度は、公安、檢察、裁判所（公檢法）によって形成される。公安機関は、一般の犯罪事件に対する捜査権を行使し、檢察機關は捜査監督権を有して

いるが、このような権力は公安機関が犯罪を懲罰することにおいてのみ役割を果たす。例えば、立件の監督、公安機関が立件すべきが立件しない場合、檢察機関は公安機関に対して立件するよう要求することができる。但し、捜査の合法性等、人権保障において、檢察機関自ら公訴を提出する側でもあり、実際上は人権保障の役割は期待できない。ここには、役割の衝突の問題がある。それは、選手（プレイヤー）にもなり、審判員（アンパイヤー）にもなるということである。中国檢察機関の法律監督権が批判される主な要因である。

劉涌事件と佘祥林事件において、檢察機関が役割を果たしたことはない。劉涌事件で、弁護人が提出した拷問があったとする弁護人の意見は、最高人民法院の司法解釈によれば、もし事実が明らかであれば、拷問によって得た被告人の供述は、犯罪の証拠とはならないとする。しかし、劉涌事件における遼寧省の高級人民法院の控訴審判決においては、檢察機関は拷問による自白の強要の問題について、「公訴機関は調査を経て、これは（拷問のことを指して）本案の審理や判決に影響を与えない」と述べている。このことからわかるように、公訴機関としての檢察機関は、拷問による自白の強要があったことを承知しているが、犯罪の認定には影響しないとする。しかし、拷問によって得た供述、それは他人を指図して傷害致死に至らしめたとする自白は、拷問が存在したことが認定されれば証拠にはならない。劉涌は死刑に処せられたが、それは供述によるものである。従って、公訴機関の「これは本案の審理や判決に影響を与えない」とするのは、法に基づいていない。佘祥林事件においては、疑問に思われる点が多く、檢察機関はより慎重でなければならぬにもかかわらず、裁判所に起訴した。真相が明らかになって、京山県の裁判所が再びこの事件を再審理したが、檢察機関は受動的な立場にあった。公判において、弁護人と檢察官とのやりとりの中で、弁護人は、「今では、檢察機関は二人の公訴人を遣わして公訴を支持するが、人民檢察機関とは公訴機関であり、犯罪を告発すべきであり、公訴人の職責をまっとうしなかった」と皮肉を述べた<sup>6)</sup>。これに對して、檢察官は、「檢察機関は法律監督機関であり、その職責は当事者を有罪であると告発するのみならず、法

律活動が合法に行なわれているか否か監督することにある。それにより、公訴方も有罪の証拠を提出することができ、また無罪の証拠も提出することができ、出廷することは司法に従事するものとして履行すべき職務である」と述べた。

わが国の刑事訴訟法は、被告人の無罪を宣告する手続について整備されていない。これによって、犯罪を告発する立場にある公訴人が責任を果たしていないと弁護士からしばしば指摘される。檢察機關は法律監督機關として、法律活動の合法性を監督することができ、無罪の証拠を提出することもできるとする公訴人側の発言は、余祥林事件においては、拷問による自白の強要に対する監督はせず、無罪の証拠も発見できず、その職責を果たしていないことを示している。よって、中国の刑事司法改革においては、檢察機關について言えば、警察権に対するコントロール能力を強化すべきであり、檢察・警察の一体化が一つの選択肢となる。現在の中国の刑事司法制度において、公安機關と檢察機關は水平的であり、檢察機關が捜査監督権を持っているにもかかわらず、現実にはその機能が果たされていない。したがって、最高人民法院と公安部の關係部門が「檢察機關が捜査活動を指導する」活動規制をつくることを試みており、これについては肯定できるが、その指導には限界がある。いかに檢・警の一体化を推進するかについての検討こそが重要である。檢・警の一体化の推進において、檢察機關が一定程度に公安機關の刑事捜査活動を指導、ひいては指揮し、捜査活動の合法性を監督し、これによって捜査活動における人權の保障をある程度高めさせることが重要である。

### (三) 裁判権の弱体化

裁判権は狭義の司法権である。現在の中国の刑事司法制度においては、裁判権は捜査権と檢察権から牽制されており、明らかに弱い立場におかれている。劉涌事件では、最高人民法院が再審で判決を改め、表向きは裁判権が強



いかのようにも見えるが、實際上、裁判所は社会的圧力に屈している。

裁判権の弱体化、その根本的な要因は、裁判の独立性の欠如にある。裁判所が法律規定に基づいて独立して裁判権を行使し、行政機関、社会团体および個人の一切の干渉を受けないことは憲法上で規定されており、裁判所の神聖の権利でもあり、中国憲法において司法の独立の条文にも示されている。しかし、制度上の原因で、裁判所の独立は実現していない。余祥林事件においては、政法委員会の協力が冤罪を引き起こす一つの重要な原因になっている。政法委員会は、中国共产党委员会の内部の部門であり、県レベル以上の共産党の機関にはすべて政法委員会がおかれている。政法委員会は、(共産)党委员会の名義で同レベルの公安機関、檢察機関および裁判機関を指導し、各司法機関が具体的事件に対して争いがある場合、往々に個別的事件に対して協力し、意識を統一させ、事件の処理を促進する。協力が必要となる重大な事件においては、政法機関の間に争いがある事件も含まれており、有罪か無罪か、この罪なのかあの罪なのか、事実と証拠の認定について、法律の適用について等の重要な問題について、政法機関の間で争いがあり、判断が難しく、処理できず、ある部門又はいくつかの政法機関が党委员会に対して協力を要請する場合には、党委员会の政法委員会が急ぎ協力し、争点を解決し、法律にしたがって迅速に、正確に事件を処理している。実際には、政法機関の間に争いがあることは極めて一般的であるが、裁判所が事件を最終的に判断すべきである。裁判所の判決に対して不服がある場合は、控訴(抗訴)などの方式を通して上級レベルの裁判所へ裁判を求める。つまり、争いがある判断が難しい事件については、司法体制内部において手続を経て解決すべきであり、司法による手続外の権力に頼るべきではない。實際上、政法委员会の個別的事件に対する協力は、かなりの程度に裁判所の裁判権を奪っている。これにより、政法委员会の協力を得た事件については、判決は裁判所によって下されるものの、裁判所には実質上の決定権がない。余祥林事件においては、政法委员会の協力が大きい。報道では、一九九六年一月、湖北省の高級人民法院が改めて審理を要求した後で、京山県の政法委员会がこの事

件について荊問市の政法委員会に協力要請し、一九九七年一〇月には、荊問市の政法委員会が荊問市の裁判所、檢察機關、そして京山県の政法委員会及び關係諸單位の責任者を招いて、會議を開いた。會議によって決定されたことは、以下のことである。京山県の人民檢察院が京山県の裁判所に公訴を提起し、結果として余祥林には有期懲役が言い渡されたが、有期懲役の判斷理由として、本會議において、省高級人民法院が提起した問題の中で三つの問題について明らかにされていないため、有期懲役という死刑と無罪の間の選択肢が選択された。冤罪が明らかにされた後、荊問市の中級人民法院の總括資料において、「本事件の教訓は、ここでみられるような一切の干渉を排除し、法律に基づいて独立して裁判権を行使することが重要である」との指摘がある。余祥林事件の判決は、市・県レベルの政法委員会が關係する諸機關や關係者を招いて、話し合いをさせ、意見を出させた後に決定されており、その決定が裁判所によって判決として言い渡されている。このような「先定後審」（先に罪を決定し、後に裁判する）のやり方は、刑事訴訟法の関連規定に違反し、冤罪を引き起こす重要な要因になっている。裁判機關が嚴格に法律にしたがって事件を処理すべきであり、たとえ關係する機關が協力をしても、裁判所が法律に基づいて独立して裁判を行なうべきである。<sup>⑧</sup>したがって、いかに裁判権の独立性を強化するかは刑事司法改革において急務である。これについては、党の指導と司法の独立との關係をいかに処理するかという問題が横たわっている。党の指導は、中国の憲法に規定されており、党の司法活動に対する指導は否定され得ない。肝心なのは、党の司法活動に対する指導について、どのように、またどの範囲で行うかということである。私は、党の司法活動における指導が、司法活動の規律に違反してはいけないし、裁判所が法に基づき独立して裁判権を行使する憲法上の規定に違反してはならないと考える。党の司法活動に対する指導は、主に、刑事政策の立案や政治、思想及び組織上の間接的指導に体现されるべきであり、個別事件の介入は政法委員会の職権に帰属してはならない。實際上、裁判所が法律に従い事件を処理することこそが、党の指導に対する服従である。党の司法活動に対する指導は、中国政治体制の特有の問題

であるが、党と司法との関係を整理することが、中国の刑事司法改革においては重要と言える。

#### (四) 軟弱な弁護権

中国の刑事司法において、弁護権は最も弱い。余祥林事件においても、弁護人が無罪弁護を行なったが、何の役割も果たさなかった。「弁護人がいくら弁護しても、自ら思うとおりに判決を下す」とする裁判官の刑事弁護人への一種の蔑視にも表れている。実際においては、弁護人が無罪を争うことが多いが、無罪率は非常に低い。刑事弁護人と裁判官の事件についての見解には大きな差異が見うけられる。弁護人の無罪弁護の濫用の疑いはあるものの、見解の違いは、主に法律価値観の差異によるものである。弁護人が「刑事法治」のあるべき理想に基づいて弁護を行なうことに対して、裁判官は中国の「刑事法治」の現実に基づいて判決を下す。そして、冤罪が明らかになって弁護人の無罪の弁護意見を思い出す。一十年前、当時、余祥林の無罪弁護をした何大林弁護士の意見は全く採用されなかったが、余祥林に対する冤罪が明らかになった後、何大林はメディアに注目され、二〇〇五年度優秀弁護士（中国弁護士風雲榜（二〇〇五））に選ばれた。<sup>9)</sup> 劉涌事件においては、劉涌自身の力により、強力な弁護団をつけたが、その筆頭が、中国弁護士会刑事弁護委員会の主任である田文昌弁護士であった。それにより、とりわけ拷問による自白の強要があったことについての証拠収集が、中国の現状の司法制度の下においては不可能に近いにも関わらず、彼らは奇跡的にやってのけ、遼寧省の高級人民法院の二審で判決を改めるのに重要な役割を果たした。遺憾なことは、最高人民法院によって再審で再び改められた判決が覆され、劉涌の運命が死から生へ、そして生から死へと転換したことであり、弁護人らの努力の結果は無になった。加えて、最高人民法院の判決が下された後、田文昌が劉涌を弁護したことが批判され、「黒弁護士」（道徳がない弁護士）と称されるようになり、田の弁護士人生において、これまでに一つ一つ築いてきた名誉と栄光をこの一つの事件で壊滅することになった。当然、劉涌事

件は、一つの事件に過ぎないが、中国において刑事弁護権の実現が難しいことを示している。

弁護士の権利が法律上あまり保障されておらず、たとえ法律によって規定されている権利さえ様々な制限を受けている。例えば、捜査段階における弁護人の接見交通権について言えば、刑事訴訟法第九十六条第一項で「委託を受けた弁護人は、捜査機関から被疑者の被疑嫌疑にかけられている罪名を知り、身柄を拘束された被疑者と接見し、被疑者に事件の状況を聴くことができる」と規定されている。しかし、刑事訴訟法にはいかに接見を行なうのか規定されておらず、公安機関は往々にして様々な理由で言い訳をして接見を妨害する。そのため、弁護人らが看守所の妨害行為を訴えることすら出てきている。このような状況で、一九九八年最高裁判所、最高人民法院、公安部、国家安全部、司法部、全国人民代表大會常務委員會法制工作委員會が「刑事訴訟法の实施における若干問題の規定」を出し、その第一条には、「弁護人が被疑者との接見を要求する場合、四八時間以内に接見をさせなければならぬ。暴力団を組織、指導、そして参加する罪、テロ活動組織を組織、指導、参加する罪、密輸犯罪、藥物犯罪、汚職賄賂犯罪等、重大かつ複雑で二人以上による共同犯罪の事件については、弁護人が被疑者との接見を要求する場合、五日以内に接見させなければならない」と規定された。しかし、このような明確な規定が設けられたにもかかわらず、捜査段階において弁護人の接見交通権の問題は、依然として解決されていない。

弁護人は、弁護する上で多数の困難があるだけでなく、弁護士として職業に従事する上で自らの周辺にも危険を抱えている。刑法第三〇六条に規定されている弁護士偽証罪の規定である。刑法第三〇六条一項において、弁護士偽証罪は、刑事訴訟において、弁護人、訴訟代理人が証拠を隠滅または偽造する、あるいは当事者が証拠を隠滅又は偽造することを助ける、また、証人を脅迫、誘引して事実を違反して証言を変更または偽証させる行為を指す。以上の三つの行為の中で、最も致命的なのは、証人を誘引して事実を違反して証言を変更させることである。ここでの「誘引」及び「事実を違反する」については客観的な判断を下すのが困難であり、多くの弁護士がこれを理由

に刑事責任を追及されている。弁護士はこの現象を「職業報復」と呼んでいる。このため、毎年開かれる全国弁護士大会では、刑法第三〇六条の削除を訴える声が絶えない。

中国の刑事司法改革において、弁護士の刑事弁護権を強化することは重要な課題の一つである。弁護権が弱いことにより、刑事訴訟において、弁護士は、一般に形式的弁護、消極的弁護をし、実質的弁護及び積極的弁護の展開を期待しがたい。私は、刑法第三〇六条を削除し、刑事訴訟法で弁護人が証拠を調査し、収集するなど実質的な権利を認め、積極的に検察官との水平的関係を形成していくべきであると考ええる。

#### 四・衝突——民意と法理念の狭間で

刑事司法改革は社会の変革の一部分であり、社会と緊密な関係があるため、一般民衆の共通理解を得なければならない。しかし、この点について、民意による干渉、とりわけマス・メディア、インターネットの介入が、混乱をまねている。民意と法理念との関係をいかに処理するかという問題が存在する。

##### (一)司法における民意の吸収と拒絶

民意とは、文字通りに解釈すれば、民衆の意思あるいは意見を指す。本来は、政治学上の概念である。ルソーは、「公意」という概念を出し、「公意」と「衆意」とを区別し、「公意」は公共利益に帰属するが、「衆意」は私人の利益に着眼し、統一された個別的意思であると述べた。民意とルソーが言う「公意」及び「衆意」は一定の共通性があるが、完全に同一視することはできない。学者の中には、「民意」というのは、社会における大多数の人が、関

係する公共の事物あるいは現象に対して有しているほぼ共通の意見、感情と行為傾向の総称であると指摘する<sup>(1)</sup>。民主社会においては、司法は共通理解を得るべきである。したがって、司法は必ず民意の影響を受けなければならない。当然、司法と民意との関係は非常に複雑であり、それは司法の専門性と民意の大衆性との間の矛盾によるものである。

刑事司法の活動においては、司法に影響を及ぼす民意は、主に民憤と民情と表現されている。前者は被告人に不利益を与える民意で、後者は被告人にとって有利な民意である。いかに司法機関がこれらの民意に対処するかが重要な問題となっている。余祥林事件においては、余の妻の親族らが陳情を行い、しかも二二〇人に及ぶ署名を集めて、「殺人犯」たる余祥林を速やかに処罰するよう要求した。民意としては、司法機関の事件の処理に影響を与えたいと願ったが、完全には実現されなかった。なぜなら、司法は専門性が高く、一般民衆が専門的な問題に対して正確に判断するのは難しい。つまり、司法は民意に対して盲目的に追従すべきではなく、民意との間に一定の間隔を取らなければならない。二二〇名の人々が、署名により余祥林の死刑を要求したことは、余祥林が「殺人犯であるという事実」を前提としており、この「殺人犯であるという事実」について、司法機関は的確に判断することが重要である。殺人罪が成立しない条件の下で、速やかに死刑にせよとする民意に対しては絶対的に服従してはならない。なぜなら、一旦冤罪が発生すれば、その責任者は司法機関であって民衆ではなく、民衆の意見は一種の参考にとどまる。

中国の司法は人民司法と称され、裁判所を人民法院、檢察機關を人民檢察院と呼ぶ。このような状況において、民意がいかに司法活動において体现されるか、研究する価値がある。司法改革において、中国の裁判所は、人民参審員制度を再構築し、檢察院は人民監督員制度の実施を試みている。このような制度を通して、民意の合理性を取り入れ、裁判活動と檢察機關の行為にある種の正当性を賦与することは、有益な方法であると言える。

## (二)民意の媒体としてのメディア

メディアが発達している今日の社会において、民意は広範かつ迅速に、しかも民意の集中は、コントロールが容易でなく、大きな力を持っている。その結果生じたメディアと司法との関係の問題は、法の支配の構築において最も難しい問題である。司法の腐敗が一定程度に存在するため、司法活動に対する社会的監督が必要となる。メディアが社会監督の重要な方式であり、その正当性を有している。しかし、我々は、メディアの商業化の背景において、メディアがもはや中立者ではなく、自らの利益を享受する者でもあり、視聴率、販売数やインターネットへのアクセス率を追求し、民衆の注目を集める道具となりつつあるということを見落としてはならない。その中には、悪意のものもあり、司法に対して不当な外在的圧力になることもある。

劉涌事件においては、メディアが深く介入した。国内の学者の中に、劉涌事件におけるメディアの報道状況を整理し、劉涌事件に対する世論の形成、およびこの世論が劉涌事件に与えた影響について検討した者がいる。<sup>(12)</sup> 劉涌事件の司法形成過程においては一定程度でメディアに左右され、とりわけ最高人民法院の再審における判決の変更がメディアの影響を受けたことは否定しがたい。劉涌事件の最終判決が、すべてメディアと社会世論が誘致した結果であるとは言えない。メディアは最終的に結果を決定することはできず、最終決定を下したのはある種の権力である。ある学者は、「最高人民法院が劉涌事件を再審理し、最終的に劉涌に死刑を言い渡したことについて、メディアのいわゆる世論監督は表面的なものであり、最高人民法院の再審による判決の変更がメディアの報道と世論による誘致の結果であるというよりは、むしろ政治的勢力間の闘争によるものである」と指摘する。<sup>(13)</sup> 劉涌事件についてのメディアの誇張的な報道において、私が注目したことは、社会世論がいかに形成されたかということである。劉涌事件に対する報道は、遼寧省の法院で判決を変更してからではなく、鉄嶺市の中級人民法院が一審の判決を下す前からである。大量のメディアが沈陽市の公安機関及び檢察機関の劉涌事件に対する捜査、起訴などの各段階の状

況、及び公安機関が提出した劉涌をはじめとするグループの犯罪の状況を報道した。すなわち、劉涌事件における報道のすべての素材は公安機関によって出されたものである。公判の審理を経ずして出されたいわゆる一連の犯罪事実が、劉涌に対する一般民衆の基本的印象を形成した。その後の遼寧省高級人民法院二審の判決の変更に対する一般民衆の不満も、主に劉涌事件のメディアの報道に基づいたものであった。

劉涌事件を通して、メディアと司法との関係について反省しなければならない。メディアは民意を反映し、司法機関に対する世論監督権を行使するとともに、司法活動の規律を尊重しなければならない。これは確かにひとつの難題である。当然、我々は、安易にメディアを批判してはならない。なんといつても、一般民衆は、メディアを通して事実を知る権利を実現しており、よって、メディアが司法の独立を干渉する、あるいは「メディア裁判」、すなわちメディアが判決を決定すると安易に批判することはできない。問題は、司法機関自身にある。審理を経ずして、事件の状況をメディアに提供することができるか否か、判決を下すにあたってメディアに追従することはメディアの問題なのか裁く側の問題なのか、等について深く検討しなければならない。更に重要なことは、メディアと司法との関係を規律する法規制を構築し、それによって、両者をうまく相互作用させ、人民の幸せにつなげていくことである。

### (三) 専門家意見と民意

中国の「刑事法治」のプロセスにおいては、法律専門家が一定の役割を果たしている。立法は言うまでもなく、司法解釈の制定、重大事件の処理において、法律専門家が参加し、その役割を果たしている。しかし、法律専門家の意見は、理念レベルのみならず、規範レベルにおいても、さらには個別事件の処理において、民衆の認識との間に大きな違いが見られる。理念レベルについて言えば、人権保障、手続的正義、形式的公正のような法治理念は一



般の人々に受け入れられたい。しばしば、民衆の代言人として報道記者は、時効が成立した殺人犯を追求しないことは犯罪者を野放しにしているのではないか、賄賂を受け取り国外に逃亡した公務員に対して国内に身柄を引き渡せば死刑を求刑しないと取引することは賄賂を受け取った公務員を国外に逃げることを推奨しているのではないか、少女の強姦において少女の年齢を知ることが要件とされているがそれは少女の保護においておかしくないかと指摘するが、これらは、法律専門家から見れば非常に幼稚な問題である。規範レベルにおいては、「厳打（重大な刑事犯罪活動については法によって迅速に重く厳しく打撃するという刑事政策）」、死刑、暴力団組織犯罪、これらの三つの問題は、おそらく専門家と民衆の間で意見が分かれる最も大きい問題である。死刑を制限する、とりわけ経済犯罪に対しては死刑を廃止するよう訴えている学者は民意の激しい批判を受けている。個別事件の処理については、劉涌事件が一つの例であるが、大多数の法律専門家は遼寧省の高級人民法院控訴審審の判決を改めることについて、肯定的立場に立っている。ここで特別に検討が必要なのは、劉涌事件に関する専門家による検討意見のことである。

審理中のあるいは審理が終わった事件について、当事者の請求に基づいて、専門家が検討し、専門家による意見書を出すのは中国においては一般的である。最高人民法院や最高人民檢察院など、司法機関においても個別事件の処理にあたって法律専門家の意見を聴くこともあるが、司法機関がそれらの専門家の意見を取り入れるか否か、取り入れるとしていかに取り入れているか、それらは判決の中に現われる。専門家による意見書の提出は必要とされない。しかし、当事者は、弁護士を通して専門家を招いて検討させ、法律問題の解決以外に、専門家の意見が司法機関に影響を与えることを期待することによって専門家意見書を求めている。専門家の事件に対する意見書の提出はもちろん無償ではなく、弁護士費用の中から支出される。専門家意見書には、司法機関に採用されたものもあるが、採用されないこともある。鍵となるのは、弁護士が提出した資料が十分であるかであり、専門家意見は、弁護

人が提出した資料に基づいており、一方当事者の意見にとどまっている。劉涌事件において、一審判決が出される前に、劉涌の弁護士である田文昌も、国内の刑法、刑事訴訟法の学者を招いて、事件について検討させた。その中のひとつの重要な問題として、拷問による自白の強要があげられ、学者のそれについての意見は「各被告人が拷問による自白を強要されたことは、相当程度に信用性が高く、本案における予審での供述記録は拷問によって得られた可能性が高い。もしこれが事実であれば、拷問によって自白の強要がなされたことは普遍的、典型的であり、大いに重視されるべきである。」とした。この専門家意見書は、鉄嶺市の中級人民法院の一審判決には全く影響を与えなかったが、遼寧省高級人民法院の二審の判決の変更において影響したかどうかは、判断するのが難しい。遼寧省の高級人民法院が劉涌に対して一審の判決を改めた後、一般の民衆は騒然となった。専門家意見書が判決の変更の重要な根拠と認識し、大きな非難、批判を生んだ。ここでは、一つの問題がある。それは、専門家意見は司法の独立を干渉できるかどうかということである。これについては、人々は皆関心を持っている。實際上、専門家意見は、訴訟当事者の一種の諮問意見であり、司法機関の事件処理においては参考するにとどまっており、取り入れるか否かは完全に司法機関によって決められる。したがって、専門家意見が司法独立を干渉するという言い訳は成立しにくい。これにより、専門家意見が司法の独立に干渉しているとは言えない。専門家意見が有償サービスであることは、専門家意見の公正性に害するか否か、人々の関心の問題の一つである。この問題について言えば、専門家意見の公正性を要求することよりは、むしろ専門家意見の客観性を要求することがよいと考える。なぜなら、裁判において公正性の問題があるが、裁判以外には公正性の問題とは言えない。公正性の問題はどちらか一方に偏らず、中立性を保つということである。検察側と弁護士側はすでに事前にその立場が決められており、被告人に不利益な控訴意見あるいは被告人に有利な弁護意見であり、それに対して公正性を要求するのは無理であり、公正性を要求するよりは、むしろ、客観性を要求することが現実的である。専門家意見とは、検察側の意見あるいは弁護士側の

意見の延長線上にあり、客観性があればその信用性は高いと考える。もっとも、弁護人が提出する資料には限界があり、専門家がその資料をもとに意見を発表するのであり、完全に客観性を保障するのは困難である。だからこそ、専門家意見書は、司法機関が事件を処理するにおいての一種の参考資料であり、鍵となるのは、司法機関自身がいかに正確にこの専門家意見に対処するかということである。

法律専門家と一般民衆の法律に対する認識上の違いは、当然、専門家か非専門家かという問題ではなく、理想と現実との間の衝突でもある。専門家は往々に理想から問題を検討するが、一般民衆は大体現実から問題を観察する。中国にとっては、「刑事法治」の構築が将来に向けての大きな課題であり、いかに民衆を先導し、現実から理想に向けて、そして理想を現実を実現させていくか、中国の法律専門家が避けられない社会的責任であると言える。

### 【付記】

本稿は、陳興良教授（北京大学法学院教授、中国刑法学会副会长）が、二〇〇六年七月に日本を訪問された際に、東京大学と京都大学にて行った特別講演の記録を整理して若干の補注を加えたものである。

\*

北京大学法学院教授

陳興良教授は、文化大革命後の第一世代の刑事法学者である。一九七七年から一九八一年まで北京大学法学院に在籍し、卒業した後、中国人民大学法学院の大学院にて一九八四年に修士課程を修了し（法学修士）、一九八七年に博士課程を修了した（法学博士）。一九八五年から一九九八年までは中国人民大学法学院で教鞭をふるい、一九九八年からは、北京大学法学院にて刑法、刑事学等を講義している。一九九七年から、『刑事法評論』（Crimi-

nal Law Review) や『刑事法判解』(Criminal Case Review) 等を編集しているが、それらは刑事法分野において中国の法学界において大きな影響を与えている。北京大学法学院教授、北京大学刑事法研究センター所長、中国法学会刑法学研究会副会长、中国犯罪学研究会副会长、教育部社会科学委员会委员。

海上保安大学校海上警察学講座専任講師

二〇〇一年から二〇〇三年まで北京大学法学院に訪問研究員として在籍し、陳興良教授の指導を受けた。博士(法学)(神戸大学)。

神戸大学大学院法学研究科博士後期課程

- (1) 中国司法制度改革の目標として、一九九七年九月、中国共産党十五大において、法治国の基本方針が出され、初めて活動報告において、「司法改革の推進」が提示された。
- (2) 馮軍「評釈：最高人民法院再審劉涌案刑事判決書」陳興良主編『刑事法評論 第一四卷』中国政法大学出版社二〇〇四年、一三〇頁以下参照。
- (3) 陳瑞華主編『未決羈押制度的実証研究』北京大学出版社二〇〇四年、二四頁。
- (4) 公安部「強調命案必破不会引発刑訊逼供」、<http://news.sina.com.cn/c/1/2006-05-16/12419876496.shtml> 参照。
- (5) 陳興良「限権与分権：刑事法治視野中的警察権」法律科学二〇〇二年第一期、三九頁。
- (6) 「当廷挙証前妻在世、検方被指未尽職責」、新京報二〇〇五年四月一四日。
- (7) 林中梁「各級党委政法委的職能及宏觀政法工作」中国長安出版社二〇〇四年、五八四頁。
- (8) 「冤案是怎样造成的？」湖北佘祥林「殺妻」案追踪」檢察日報二〇〇五年四月八日。
- (9) 中国律師二〇〇六年第五期、九四頁。

- (10) ルソー(何兆武訳)『社会契約論』商務印務館二〇〇三年、三五頁。
- (11) 喻国明『解構民意：一個輿論学者的実証研究』華夏出版社二〇〇二年、九頁。
- (12) 周澤「司法審判与媒体報道和輿論之關係新探——兼劉涌案法理解読」陳興良主編『刑事法評論 第一五卷』中国政法大学出版社二〇〇四年、八〇頁以下参照。
- (13) 周澤「司法審判与媒体報道和輿論之關係新探——兼劉涌案法理解読」陳興良主編『刑事法評論 第一五卷』中国政法大学出版社二〇〇四年、九一頁。